

令和4年度 第1回会津若松市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 : 令和4年5月11日(水) 午後1時~午後1時40分
2. 場 所 : 会津若松市生涯学習総合センター 研修室2
3. 議 事 : 報告案件
(1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

4. 委員会出席者 (敬称略)
- | | |
|-----|----------------------|
| 会 長 | 中澤 真 (議長) |
| 副会長 | 平野 淳子 |
| 委 員 | 五十嵐 公一 |
| 委 員 | 江川 清 (議事録署名人) |
| 委 員 | 小檜山 正行 |
| 委 員 | 鈴木 千秋 |
| 委 員 | 千葉 明恵 |
| 委 員 | 小柴 誠 |
| 委 員 | 後藤 竜也 |
| 委 員 | 山崎 雄一郎 (議事録署名人) |
| 委 員 | 二瓶 優子 |
| 委 員 | 樋口 香代 |
| 委 員 | 武藤 理恵子 (以上17名中13名出席) |

5. 事務局出席者
- | | |
|-----------------|--------|
| 健康福祉部長 | 新井田 昭一 |
| 健康福祉部副部長 | 長谷川 健一 |
| 健康福祉部副部長兼健康増進課長 | 宮森 健一郎 |
| 国保年金課長 | 佐藤 陽一 |
| 国保年金課主幹 | 原田 真 |
| 国保年金課主幹 | 上田 裕司 |
| 国保年金課副主幹 | 渡部 さおり |
| 国保年金課主査 | 塚原 奨 |

<議 事>

会 長 議事に入る。出席委員は13名であり、過半数に達しているため、ここに協議会が成立していることを報告する。会議録署名委員については慣例により、会長の指名推薦としたい。

各委員 異議なし。

会 長 江川 清委員、山崎雄一郎委員の2名を指名する。
それでは、諮問案件(1)について事務局より説明をお願いしたい。

事務局

諮問案件（1）会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について説明する。

1 課税限度額の改正であるが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税基準について、一部改正するものである。内容であるが、担税能力に応じた負担を求めるため、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる内容である。国民健康保険税は、基礎課税分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で構成されている。

改正があるのは、基礎課税分医療分については、63万円が65万円、後期高齢者支援金分19万円が20万円、介護納付金分については変更なしであり、あわせて現行99万円が改正後は102万円となり3万円の増額となるものである。

2 課税限度額引き上げの影響であります。令和4年2月末時点での推計であるが、影響を受けるのが現行限度額超過世帯であり、改正後の影響であるが課税額として369万円の増収となる見込みである。これまでの改正経過については、毎年ではないが、課税限度額を引き上げてきた経過がある。

3 施行期日であるが、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものである。

4 適用区分は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

次に2ページ、事前にいただいたご質問に対する回答である。（2ページ資料のとおり）説明は以上である。

会 長 質問、意見はあるか。

江 川 資料2ページの質問への回答であるが、1番目の回答にある「一定の基準を超えた方の課税限度額引き上げ」とあるが、「一定の基準」の具体的な数字があれば教えてほしい。

また、2番目の質問の回答にある、軽減の所得基準の改正について、今回国の改正がなかったということだが、国はどのようなときに改正するのか。

事務局 一つ目の質問について、一定の基準については、現行の課税限度額99万円を超えた世帯について、課税限度額を引き上げるものである。

二つめの質問について、国において毎年全国的な国民健康保険実態調査を行っており、所得や世帯状況等の調査をしており、その結果をふまえて、所得が減っているようであれば軽減の基準の拡大をするかどうか、引き上げについても、限度額に達している世帯の割合をみて改正が必要かどうかを判断して行っているということである。

五十嵐 今回の条例改正の根拠となっている地方税法施行令の改正の額と、市の条例改正の額は同じか。また、市長のあいさつの中で傷病手当をやっているとあったが、国民健康保険法では条例に定める任意給付にあたり、任意給付には出産手当もあるが市ではそれも行っているのか。

事務局 一つ目であるが、国の改正の額と同額である。

市の国民健康保険には出産手当はなく、新型コロナウイルス感染症に限定した傷病手当金を令和2年度から実施している。

会 長 そのほかないか。

それでは、お諮りしたい。諮問案件 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について、異論などがないので、本日答申することとするがいかがか。

会 長 その他事務局からあるか。

事務局 市が今年度新たに開始する取組についてこの場をお借りしてご報告する。

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施についてである。資料4ページの表をご覧ください。高齢者の保健事業の現状と課題であるが、保健事業については、74歳までは被用者保険や国民健康保険において特定健診、特定保健指導、生活習慣病の重症化予防などが実施されているが、75歳に到達すると後期高齢者医療に移行し、ほぼ健康診査のみの実施となっている。また、介護予防の取組は65歳から市が実施しているが、75

歳

以上のフレイル対策を含めた保健事業は後期高齢者医療広域連合が実施しており、事業が別々に展開されている現状となっている。

事業内容であるが、この現状をふまえ、令和4年度より高齢者の疾病予防、重症化予防や生活機能の改善への介護予防の対応を市が一体的に行い、高齢者の心身の多様な課題に対応し、さらにきめ細かな支援を実施していく。令和4年度においてはモデル地区で実施し、令和5年度以降、実施地区を拡大していく予定である。

主な取組であるが、国保データベースシステム等を活用した地域の健康課題の分析や把握を行った上で、低栄養防止、生活習慣病の重症化予防や、健康教育・健康相談、健康診査・医療機関の受診勧奨等、またフレイル予防の普及啓発活動、フレイル状態にある高齢者の把握に取り組んでいく。なお、医療関係団体と連携・協力を図りながら事業をすすめていく考えである。

会 長 質問はないか。

江 川 先日テレビで、フレイル予防としてサポーターの取組をやっていた。福島県の状況はわからないが、ぜひ会津若松市としても健康寿命、健康長寿を目指すためにも、フレイルの取組を市民と一緒にやっているところもあるので、関係部署と連携をとりながら積極的にやってほしい。

事務局 ご意見いただいた取組について、関係機関と連携しながら考えていく。

鈴 木 医療関係団体と連携とのことだが、これは社会福祉協議会等か。

事務局 医師会、医療機関などであり、取組内容、結果を含めてご意見をいただきたいと考えている。

鈴 木 100歳体操のサポーターをしているが、近場でできない状況がある。フレイルの方は家から出るのも、コミュニティセンターに行くまでも大変でわが家で実施している。この

ような活動はなかなかおりてくるまで時間がかかるので、早急に身近なところでできることを一緒に考えていただきたい。

事務局 令和4年度はモデル地区で行うが、地区単位で地区を増やしていく予定であり、最終的には、全市で地区単位で取り組むことを考えている。

小檜山 75歳からの後期高齢者医療は、その前と比較しほぼ健康診査のみとのことだが、どんな検査なのか。

事務局 74歳までは特定健診や保健指導を行っているが、75歳になるとその取組が継続せず健康診断しかできていない状況で課題であるので、継続できる体制を整えていくというものである。

五十嵐 後期高齢者医療広域連合と都道府県であるものか。また、4ページ資料は全国の資料か。福島県では、どれぐらいか。

事務局 広域連合は都道府県単位であり、会津若松市は福島県後期高齢者医療広域連合と連携して事務を行っている。また、福島県内は、59市町村あるが、令和3年度で約35自治体
が実施している。

会 長 そのほかあるか。
円滑な審議ご協力いただきありがとうございました。